

# 「相談支援事業所」における相談支援専門員としての 「社会福祉士」の役割と課題

～「相談支援」現場の実践からの一考察～

植 木 是

## はじめに

障害者相談支援事業の目標は、利用者本位の生活支援を実現するため、身近な市町村で3障害を統合した相談支援体制を構築することである。しかし、混乱する障害者自立支援制度のもとで『相談支援事業』の混乱（木全和巳，2007）がいわれてきており、2012年改正により相談支援事業所はより一層の混乱の様相を呈している。

ここでの現状から見える問題点は、利用者の最善の利益からは、かけ離れた次元で語られる事業運営上の課題が大きくクローズアップされている。これまでに相談支援の現場では、大きくは①事業所運営に関わる諸問題、②「計画相談」や「区分認定」調査などの事業委託の在り方及び事業所の業務負担の問題と、そして、③「相談支援専門員」等の障害者「相談支援」に関わる「人材育成」の問題、に整理することができるといわれてきている。

本稿では、上記での①～③の問題整理を踏まえながら、とりわけ「③『相談支援専門員』等の障害者『相談支援』に関わる『人材育成』の問題」に焦点をあてながら、実践現場での取り組みを通して考察を深め、今後の課題を検討していく。具体的には、混乱する「相談支援事業所」において、「相談支援専門員」（あるいは「相談支援員」として従事する「社会福祉士」がどういった状況に置かれているのかを探り、また利用者・家族、現場、地域からは、①何が求められているのか、②何を実践的課題としていくべきか、③相談支援事業所で働く「社会福祉士」としてのあるべき実践上の役割機能とは何か、を明確化していくため、実践上での現状の問題点と課題を分析し、若干の検討課題として、仮説として5点の『相談支援事業所』における相談支援専門員としての『社会福祉士』の役割と課題」を導き出し、今後の「あるべき社会福祉士像」を混乱する「相談支援」事業所を切り拓くひとつの実践的課題としてまとめて、「福祉労働」－「政策主体」－「本人主体（当事者中心支援）」へとつなげていく試みとしていきたい。

具体的な方法論としては、相談支援事業の現状および問題点と課題を、その実践の歴史と到達点を概観していく

中で、とりわけ三重県のばあいに焦点をあてながら、①三重県社会福祉士会相談支援専門員協会支援委員会の取り組み、②相談支援事業所で働く社会福祉士への聴き取り、から見えてくるものを素材として検討していく。そして、実践と現場の現状分析から、相談支援事業所で働く社会福祉士の実践的課題を導き出していくものとする。

## 1. 障害者自立支援法における障害者「相談支援事業所」

いわゆる「相談支援事業所」は、障害者自立支援法に定められた事業形態であることが多い。本稿においてもいわゆる「相談支援事業所」について取り扱う。この「相談支援事業所」の事業形態としては、

- ①「指定一般相談支援（障害者相談支援）（市町村）」、
  - ②「療育等相談支援（都道府県）」、
  - ③「就労・生活支援（国）」、
  - ④「地域移行（県）」、
  - ⑤「指定特定相談（計画相談）（市町村）」、
- 等がある。

前述のとおり、「障害者相談支援事業の目標は、身近な市町村で3障害を統合した相談支援体制を構築することである」ことである。

以下、ここでは、とりわけ①「指定一般相談支援（障害者相談支援）（市町村）」に焦点を絞って取り扱いをし、概観していく。

### ①. 相談支援事業所の現状と課題

1. 「指定一般相談支援（障害者相談支援）（市町村）」の実施形態

事業形態は、①単独が56%（976市町村）、②複数市町村共同が44%（766市町村）となっている。

また、実施方法は、①直営のみが15（285市町村）、②委託含むが85%（1,482市町村）となっている。

運営方法については、①3障害一元化して実施が79%（1,382市町村）、②障害種別ごとに実施が17%

(289 市町村)、③地域包括支援センターと一体的に実施が 3% (55 市町村) となっている。

営業時間は、実際の労働時間設定と現場実践の実態とはかけ離れた次元での福祉労働が求められていることがいわれてきている。当事者・家族からの要望として親の会などのヒアリングやミーティングの場では絶えず挙がってきている要望、①いわゆる「24 時間 365 日対応」については、30% (平成 24 年 4 月) (うち、①夜間は宿直により対応；12%、②夜間は携帯電話により対応；34%) へ伸びており、そして、②「ピアカウンセリング」の実施状況は、35% (平成 23 年) から 32% (平成 24 年 (553 市町村) へと微減している。

## 2. 「障害者相談支援事業」の運営方法

事業の運営方法は、①3 障害一元化して実施が 79%、②障害種別ごとに実施 17%、③地域包括支援センター

### 1. 参考資料 1) 実施方法

○実施方法は、直営のみが 15% (260 市町村)、委託を含むが 85% (1,482 市町村)

表 1.

実施方法	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月
直営のみ	25%	22%	23%	19%	18%	15%
委託を含む	75%	78%	77%	81%	82%	85%

### 参考資料 2) 運営方法

○運営方法は、3 障害一元化して実施が 79% (1,382 市町村)、障害種別ごとに実施が 17% (289 市町村)、地域包括支援センターと一体的に実施が 3% (55 市町村)。

表 2.

運営方法	平成19年 4 月	平成20年 4 月	平成21年 4 月	平成22年 4 月	平成23年 4 月	平成24年 4 月
3 障害一元化して実施	60%	63%	74%	74%	75%	79%
障害種別ごとに実施	37%	32%	23%	21%	20%	17%
地域包括支援センターと一体的に実施	3%	5%	3%	4%	4%	3%

(出所：2012 年、2013 年；厚生労働省資料より著者作成)

### 3. 運営上の問題点と課題

実施形態の現状を概観してきた中で、市町村への運営委託費の平均は、1,391 万円と推計されていることから、「相談支援専門員を人口 5 万人につき最低 2 人以上の配置」(日本相談支援専門員協会、2010) の保障を想定すれば、ハード面およびソフト面で、それ以上の実践保障を実現しようとするれば非常に難しい運営状況にあること

と一体的に実施が 3%、となっており、H 19 年から比べると、3 障害一元化でいわゆる 3 障害ワンストップ方式の「総合相談支援センター」化が実践的にも進められてきていることが伺える。ただし、実態としては、例えば、3 障害一元化の総合相談支援センターとして指定申請してあるが、①身体障害の相談支援センターは別の場所である、また、②委託先法人も違う場合があるなど、必ずしも同一法人、同一センターとして環境整備されているわけではないことには、事業評価の是非はさておいて、注意しておくことが必要である。また、既に地域包括ケアシステムとして、介護保険法の地域包括支援センターと一体型の形態をとって実施している市町村も 4% あり、地域性を踏まえた有機的な機能連携システムの構築へ向けた総合相談支援とワンストップ型モデルのひとつとして、今後の展開に注目されたい。

が推察される。

今後の課題のひとつとしては、まず「市町村相談支援機能強化事業」について、体制のより一層の強化が望まれる。この「市町村相談支援機能強化事業」は、49% (79 市町村、2012) が実施しており、前年比 3% の伸びに留まっていることから、今後の地域住民からの役割機能への期待の声に応えうる実践を積上げていくために

はバックアップ体制の強化は必要不可欠であり、より一層の「強化」事業として取り組んでいく必要があるといえよう。

また、今後の「計画相談」と「一般相談」の関係性についてであるが、都道府県の委託費がその圏域の複数法人に、市町村の委託費がその圏域（市町村）の複数法人に振り分けられることが肝要である。そうでなければ、特定相談事業所は増えないと思われるからである。委託である基本相談「一般相談」と指定である特定相談「計画相談」は本来的には一体的な支援として必要なものである。決して対立的な関係ではないはずである。委託された法人（相談支援事業所）には、委託による基本相談「一般相談」が、特定相談「計画相談」の手かせ足かせになると言い訳に使われているようなことが、相談支援の現場からの悩みとして聞かれているところである。

委託（基本）「一般相談」と特定相談「計画相談」の関係性と事業所間の連絡調整・切磋琢磨のためにも今後、地域支援システムとして行政や社会福祉専門職が所属法人の利益を抜きにして、草の根の活動から当事者の最善の利益のために社会資源を構築していかなければならない。「地域ニーズを掘り起こす」社会福祉専門職として社会福祉士は、身近な所に相談支援事業が存在することは誰のために有益であるのかを今一度再確認しながら、今ある地域の中の地域偏在を無くしていくためにも、自立支援協議会などのコミュニティ委員会で活発に企画立案して、地域支援システムの構築に寄与していきたいものである。

## ②. 「相談支援」と社会福祉士

福祉分野における相談援助の専門職には、国家資格としては、社会福祉士と精神保健福祉士がある。いずれも、我が国におけるソーシャルワーカーの国家資格であり、今後の役割機能には福祉社会を担う専門職として期待がかかってきている。その活動と対象は、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）のソーシャルワークの定義をイメージして、対象が個人、家族、コミュニティとミクロからメゾ、マクロまで幅広く、「多様で複雑な相互作用」とあるようにソーシャルワーカーの活動とその対象は、多様性と複雑性が特徴的である。

こういった対象に働きかける実践活動の理念のひとつとして現場を支える力を積上げていこうとする活動には、例えば知的障害者の地域生活支援の現場でいわれてきている『「支援力」の向上』（支援センターぱれっと / 名張育成会, 2009）がある。これは『「支援力」とは、利用

者を支える力を高めて利用者の生活保障を実現していく活動そのものであり、それを可能としていくための原動力である。そのため、福祉労働者は支援技術の獲得とその質的向上が求められているのである。」として、地域生活支援の現場で実践してきた理念的支柱となるものであり、次第に全日本育成会運動に身を置く社会福祉法人の「事業運営の理念」およびケアホームセンター等の「地域支援の理念」のひとつとして高められていった実践活動そのものである。

「社会福祉労働とは人権・生存権発達保障であり、生命発達保障である」（加藤園子, 2002）ということからも、転換期にある我が国の社会福祉においても、ソーシャルワーク実践を社会「福祉労働」として、今一度、捉え直す必要性が問われているのではないだろうか。「福祉労働」が「人権・生存権を保障する活動であり続ける」ことを各々の実践の場においても支える力となり、各々の現場が「支援力」をつけていく「実践の『担い手』」として、社会福祉士（ソーシャルワーカー）の役割機能は期待されるものが大きいといえよう。

## 2. 相談支援事業所の現状及び問題点と課題

### ①. 障害者相談支援の歴史—三重県の場合

三重県では、1995年から開始した、「障害児療育等相談事業」で蓄積された人的資源を地域づくりの一環として生かしていくため、「人材育成」へと福祉システムづくりを進めてきた。そのひとつとして、「障害者相談支援研修」（いわゆる「障害者ケアマネジメント」従事者研修）を全国でも先駆けとして、1999年に実施している。

地域実践としては、①伊賀圏域における障害者ケアマネジメントの試行的実践（事例；名張市「本人いきいき支援計画」、2005、伊賀市「本人誕生月に区分更新するための根拠資料としての個別支援計画」、2008）、②鈴鹿亀山圏域における3障害ワンストップサービスマネジメント実践（事例；「総合相談センター方式（圏域内でのランチシステム）」から「基幹型障害者相談センター」へ向けた発展的取り組み、2011）、③南勢志摩圏域での取り組み（実践例；鳥羽市・志摩市などの「障害者ケアプランの課題整理に向けた実践」（社協・地域包括支援センター経験職員が取り組む）、2010）、④基幹型相談支援センターの試行的取り組み（実践例；名張市「法人委託相談事業を廃止して、名張市地域包括支援センターへの委託法人職員の出向体制」（2013）、鈴鹿市「障害者総合相談センターから基幹型センターへ」（2013）など、相談支援現場の取り組みは各圏域・各市町で独自性がある。

お互いに現状の問題点と課題を整理・共有化し、圏域間での連携とネットワークづくりにむけて、取り組みを進めてきたことが、「三重県身体障害者相談支援事業者連絡会」を発展的に改組した、「三重県自立支援協議会相談支援部会」（2009）の発足にもつながってきている。

こういった草の根での活動展開は、障害者福祉における地域生活支援、とりわけ「相談支援」の新しい歴史においても、大きな到達点のひとつである。

## ②. 三重県社会福祉士会と日本相談支援専門員協会

### 三重支部による実践事例から

三重県社会福祉士会には2013年4月現在、①総務委員会、②研修委員会、③権利擁護委員会（ばあとなあ）、④ケアマネジメント委員会、⑤施設内権利擁護委員会、⑥子ども家庭委員会、⑦相談支援専門員協会支援委員会、⑧実習指導者委員会、⑨地域包括支援センター支援委員会、⑩独立型社会福祉士支援委員会、の各委員会がある。この中の、⑦相談支援専門員協会支援委員会は、2012年頃から徐々に旧・相談支援委員会を発展的に改組してきたものである。そして、三重県社会福祉士会が福祉分野における相談援助の専門職能団体として日本相談支援専門員協会三重支部を全面的にバックアップしていこうとする取り組みのひとつである。2013年3月現在、日本相談支援専門員協会三重支部の運営委員会の主要なメンバーは、実質的に三重県社会福祉士会相談支援専門員委員会委員により組織構成されている。

三重県社会福祉士会相談支援専門員協会支援委員会としては、2012年10月施行の「障害者虐待防止法」に伴う「三重県障害者権利擁護・虐待防止研修」を県から講師派遣や研修講義の企画委託を受けており、今後の障害福祉領域における社会福祉士の活躍が期待されている。社会福祉士会と相談支援専門員協会は、団体としては別個のものであるが、三重県のばあいでは実質的に同一組織として活動しており、こうした形で一職能団体である相談支援専門員協会の支部活動を継続維持・発展させてきているのは、全国的にも先駆けた珍しいモデルであるといえよう。

障害者相談支援事業所の低迷運営と諸問題が露見してきている中で、三重県社会福祉士会相談支援専門員協会支援委員会の取り組みは、相談支援業務における社会福祉士の業務独占領域の確立へ向けた足がかりのひとつとしても、ひとつのモデル的な取り組み、実践経過にあるといえよう。今後の動向に注視し、障害者相談支援の発展と社会福祉士の相談支援業務確立の視点からも、よりいっそうの活動展開に期待されたい。

## 3. 相談支援事業所における社会福祉士の役割機能と今後の課題

今後、福祉サービスの支給決定プロセスにおいては2012年より「計画相談」が改正された障害者自立支援法において制度化され、3年間の移行期間はあるものの、各圏域・各市町の「指定特定相談支援事業所」の制度的整備と実践的基盤整備に、利用者・家族、関連機関、支援者からはより本人・家族、地域に密着した支援づくりへの胎動として期待がかかっている。

一方で、「利用者・家族と一緒にあって、効率的で一体的なサービス利用を促進する相談支援システム」として「区分認定」調査と「一般相談」、「計画相談」までもを「一体的」「ワンストップ」という大義名分のもとで、同一の「相談支援専門員」において実施している「相談支援事業所」も一部地方においても既にある。これはいわゆる先駆的といわれる地域においてもみられるところである。これは、日本社会福祉士会がいわゆる「政策提言」として『基本的枠組み案への意見』（2012. 7）において、「公平性の担保」において「区分認定」調査と「一般相談」を一体的にすることを既に問題としているが、更に加えて「計画相談」までもを一体的にすることについてまでは言及していないことからすると、これは理念上も実践運営上も到底考えられない形態である、ということが推察される。しかし、こういった「区分認定」調査と「一般相談」、更に加えて「計画相談」までもを一体的にしている事例についても既に実践として確認される、ということであれば、この「政策提言」を軽視してきている実践状態が、いわば「なぜ当然とされてきたのか」、ということを明らかにしていく必要があるのではないだろうか。ここでは、実際の実践ケースをもとに、若干の問題検討をしておきたい。

例えば、いわゆる「計画相談」が制度導入される以前から、障害福祉サービス利用者のための「本人支援計画」の全国的な先駆的实践地であるとされるA圏域においても、一社会福祉法人職員である「相談支援専門員」が、市から委託を受けた法人の「認定調査員」として「認定調査」を実施し、「福祉サービス」利用の支給決定に必要な「区分認定」調査と「サービス等利用計画」の作成担当を兼ねてきている。このばあい、『相談支援』の実践上あるいは利用者家族のための『相談支援』の役割機能として、また関連機関との連携において『公平性の担保』が保障できないことが引き金となって大混乱を生じさせる大きな要因（植木、2012）となってきていることが実践現場からは課題提起されてきている。市町村福

社行政が本来は認定調査業務をするべきところを社会福祉法人に委託する場合、日本社会福祉士会がいうように、第三者性が保たれた機関によるチェック機能がソーシャルワーク実践としても必要である、といえよう。

ここでの大きな問題のひとつには、①介護保険のように、市町村が認定調査を民間へ委託する場合は、第三者性の確保の観点から「社会福祉協議会」に限定していないことである。また、②「認定調査員」の資格のベースが介護保険法と障害者自立支援法では違いが出ていること、も問題である。介護保険のばあい、介護支援専門員や保健師、社会福祉士などの保健福祉に関する基礎的資格が必要とされているが、障害者自立支援法のばあいは、県および市町村から受講決定通知を受け、1日間の講習会を修了するのみで、基礎資格は受講要件としては特に問われていない。障害者自立支援の現場での問題の根本のひとつには、「社会福祉労働の専門性の軽視」の状態にあることがいえる。まさに、この「認定調査員」の研修受講要件の実態からみても、介護保険制度の場合と比較しても明らかに遅れた専門性軽視の認識のもとで急がれた研修システムを政策主体側が間に合わせてきた問題にあるといわざるを得ない。

それでは具体的に区分認定決定にかかるプロセスで懸念される例としては、「社会福祉法人」とりわけ相談支援事業所を持つ社会福祉法人等が認定調査事業を市町村から委託を受け、母体法人の事業所利用者の認定調査を実施できる場合である。このばあい、とりわけ一法人のみが市町村において認定調査委託事業の独占状態にある場合、「障害程度区分認定審査会」に一次判定結果が、自法人と他法人との間、すなわち法人間や事業所間で「区分認定」調査データにバラツキがでてくる可能性がある、ということである。なぜなら、自法人へ有利な区分認定調査票を作成し、自法人への利益誘導ができる仕組みとなっているからである。

実際に、A圏域からは、そういった事例が数年前から少なからず出現してきており、①システム運用上のマイナス課題として、また、②システム整備上の根本的問題、として、実践現場、当事者家族、支援関係者から指摘がなされてきている（相談支援研究会、2012）。

### ①. 相談支援事業所で勤務する社会福祉士への聴き取り経過からの考察

ここでは、実際に相談支援事業所の職員として勤務する社会福祉士への聴き取り経過の中から、聴き取り項目に関連して、2事例を素材として検討してみる。

\*聴き取りの際にチェックした聴き取り項目は、①相

談支援事業所で勤務するうえでの悩み、②相談支援事業所で働くことのやりがい、③相談支援に対する要望、いずれも30～40分程度の聴き取り経過の中からである。（以下、聴き取り内容を①～③の別に分類して、リアリティを損ねないよう加工し、事例の考察とする。）

なお、聴き取りにあたり、「①良い仕事をしていくために、②仕事や職場でのやりがいや悩みを共有化し、③現場での実践的課題を見つけ出していく」目的を説明し、①個人や事業所、実践現場が特定化されないこと、そして②聴き取りの要旨、③聴き取り内容の了解、についてを再確認し、要約化して記した。

表3：事例A

Aさん；「相談支援専門員」として勤務する社会福祉士（A事業所；37歳、男性、配属4年、社会福祉士15年）
①「自立支援協議会では思っていることがあっても、役員クラスや地域名士といわれる人の意見が優先され、発言がしにくい雰囲気にある」 ①・②「頑張りが評価されない給与体系である。資格手当、業務手当など、夜勤がない分異動してもやりがいはあるが損をする。」 ②・③「相談支援の現場で、社会福祉士の専門性が生かされるようがんばっている。もっと相談支援の必要性やその役割が評価されるようになってほしい」

Aさんのケースからは、社会福祉士として何ができるかを専門職として前向きに活動しているが、組織性、地域性の問題から、社会システムを開発し企画立案していくうえでの役割機能には限界があり、また、所属機関においては資格取得が給与評価にもつながっていないことが明らかとなっている。社会福祉士の社会的地位の低さと福祉専門職としての専門性が軽視された状況に置かれていることによる悩みと、それらをふまえて今後に向けて前向きに実践していきたい、「資質の向上」や「処遇改善の要求」などを含んだ語りとなっている。

表4：事例B

Bさん；「相談支援専門員」として勤務する社会福祉士（配属2年、34歳、女性、社会福祉士11年）
①「療育や発達についての専門性がないのに、相談員としてやっていくのには、自信がないです。知的障害児の現場支援から異動で相談支援事業所に来ました。」 ②「利用者や家族などの気持ちや声を現場や支援へとつなげていくことに、難しさややりがいを感じます」 ②・③「もっと専門性が保障されるような研修や横のつながりがほしいです。」

Bさんのケースからは、「知的障害に関わる『療育』

や『発達』の専門性を社会福祉士に求められているという認識に基づいて、専門性の保障に向けた専門「研修」や専門職としての「つながり」を求める「ネットワーク構築」へ向けた声であることが推察される。ただし、「知的障害に関わる『療育』や『発達』の専門性を社会福祉士に求められているという認識」が社会福祉士として必要なかどうかは評価が分かれるところであろう。もっとも、これについては、所属する機関や所属長の考え、また本人のもつ基礎知識や現場意識、担当するケースにより異なるものであることには注意が必要であると思われる。実際に専門研修として「発達」「知的」「身体」「精神」「児童」と専門領域別に展開実施してきているものの、いわゆる「心理士」相談や「保健師」相談をイメージして現場に入ってしまうくらいが今なお根強いことが、実際の現場からもこれまでにたびたび聞かれることであり、この事例で語られる相談支援専門員の専門性にあたっての「悩み」にもそれに類することが背景にあると推察されるものである。今後の人材育成と研修計画にあたり、共通基盤と専門分野別で障害者「相談支援」の専門性とは何か、もっといえばソーシャルワークの専門性では何が必要とされているのかを具体的に明らかに課題整理を進めて、現場ヘフィードバックし、フォローアップしていく必要があるといえよう。

②. 「『相談支援事業所』における相談支援専門員としての『社会福祉士』の役割と課題」の提起

これまでに実践の歴史と到達点を概観し、三重県とりわけ社会福祉士会での取り組みを中心にして整理し、若干の問題検討と課題整理をしてきた中で、混乱の最中にある「相談支援事業所」で勤務する社会福祉士は、事例にもあるようにさまざまなジレンマに置かれながらも奮闘していることが伺える。今後、こういった諸問題を構造的に明らかにし、実践と運動の両面から社会福祉労働へとつなげていくこと、とりわけ社会福祉専門職である社会福祉士が、利用者支援の現場へアプローチし、ソーシャルアクションしていくことは利用者・家族のねがいや要求からも切実な実践的課題である。

今後、社会福祉労働の担い手として期待される社会福祉士が、利用者・家族、現場、地域からは、①何が求められているのか、②何を実践的課題としていくべきか、③相談支援事業所として働く「社会福祉士」としてのあべき実践上の役割機能とは何か、を明確化させていく視点から分析し、そのうえで「社会福祉労働論」からの視点を加えて、若干の課題検討として、以下の5点の実

践ポイントから、「『相談支援事業所』における相談支援専門員としての『社会福祉士』の役割と課題」を提案してゆきたい。

表5. 実践ポイント【「『相談支援事業所』における相談支援専門員としての『社会福祉士』の役割と課題】

①ジェネリックSW実践の視点に立った「総合相談支援」の担い手としての社会福祉士
②利用者、家族に寄り添い、声なき声の代弁者として、エンパワメントやストレングスの視点に立った、当事者中心支援を実現する「権利擁護」の担い手としての社会福祉士
③スペシフィックSW実践の視点に立った「障害者専門相談支援」の担い手としての社会福祉士
④自立支援協議会や相談員連絡会など「コミュニティ・オルガナイザー」としての社会福祉士
⑤都道府県および市町村の各委員会などのコミュニティ組織、相談支援専門員協会や社会福祉士会などの専門職能団体に参加し、社会福祉専門職としてより積極的に社会貢献し、企画立案する、「ソーシャルアクション・オルガナイザー」及び「ソーシャルアクション・原動力」としての社会福祉士

今後は、例えば本稿3で示した「障害程度区分認定調査」の現状から見えてくる問題点では、「公正平等性」の担保、「第三者機関」の設置運営、等の課題にあるようにあるように、本来の「社会福祉の理念」と実際の「利用者支援の現場運営」との乖離の問題について取り組む姿勢が必要と思われる。特に制度改善や制度構築などを含めた、福祉サービスの質の向上に向けた「政策主体」への働きかけを、「社会正義」の実現に向けた専門職能団体として、各都道府県社会福祉士会および各委員会からも、例えば具体的な「改善提案」や「会長声明」等の手法を用いて、より積極的にソーシャルアクションし、当事者の代弁者たるにふさわしい、真に市民の願いや当事者要求の実現を促していく社会福祉専門職としての社会的使命を課されてきているのではないだろうか。

今まさに転換期にあるわが国の社会福祉においても、当事者や家族、市民の声に真摯に応えようと活動する、障害者福祉に関わる社会福祉士は、転換期にある現場の最前線にいながら理念法としての自立支援制度と現場における当事者支援の狭間で様々な実践的課題とジレンマを抱えながら混乱した状況下に立たされていることを強く指摘しておきたい。そして社会福祉基礎構造改革下における政策主体への危機感を強く持ちつつ、一方では社

会福祉の公的責任の追求と政策主体へと働きかける社会福祉労働としての役割機能に大きな期待がかかっていることを、重ねて強調しておきたい。そして、こういった問題や課題を今後の実践と運動へとつなげていくためにも、本稿3で提起した仮説5点「『相談支援事業所』における相談支援専門員としての『社会福祉士』の役割と課題」をひとつの実践的課題として提示しておきたい。

そして、こういった実践的課題を持つ社会福祉士が日々の活動を通じて、社会福祉労働—社会福祉運動—ソーシャルアクション—へとつなげていけるように、今後の更なる積極的な活動展開に向けて当事者・現場からのぞまれるひとつの実践モデルとして、「『相談支援事業所』における相談支援専門員」としての社会福祉士の活動モデル」を提案しておきたい。

表6. 実践モデル【「相談支援事業所における相談支援専門員」としての社会福祉士の活動モデル】

「相談支援事業所における相談支援専門員としての社会福祉士は、真に当事者の『代弁者』たるにふさわしい『社会福祉専門職』として、真に『社会正義』の実現へ向け、常に『社会変革』の視点を持って活動していく」

こういった社会福祉士の活動の積み上げが、やがては、相談支援事業所で従事するAさんやBさんの語りにも含まれている「社会福祉士の社会的地位の向上」と「社会福祉専門職としての専門性の確立」、そして「社会福祉専門職としての『つながり』と『ネットワーク構築』」へと深まり、社会福祉専門職として障害者福祉に貢献することができるのではないかと考察する。なお次の機会では、この活動モデルとして示したものを領域「社会的使命」として位置付けて、相談支援専門員等の人材育成に関わって検討した形で再構成し、示していきたい。

## おわりに

最後に、現場で混乱している「実践上のことばの問題」の現時点での課題整理であるが、日本相談支援専門員協会（2010）は「障害者ケアガイドライン」に示された理念に沿って、相談支援とケアマネジメントを同義としてきた。また、日本精神保健福祉士協会（2008）は、相談支援とケアマネジメントの混乱の現状を認めながら、課題整理には至っていない。また、木全（2007）は、相談支援ということばで障害者相談支援業務を括ることで元々のソーシャルワーク活動そのものを矮小化し、

相談支援とケアマネジメントを同義に扱うことは、体制順応的発想だとして批判し、「生活支援」の語のほうが適切であったのではないかとしてきた。筆者は、これに加えて「実践」や「活動」、「ソーシャルワーク」といったことばの持つ社会福祉イメージには独特のものがあると考えている。とりわけこういったことばについて実践し、深みを持たせていくのは現場にしかない強みがあるのではないだろうか。また、こういった現場のワーカー活動を捉えなおし、市民社会へ対して実践提起し続けていくことが必要ではないかと考えているところである。いずれにしても「『ソーシャルワーク』活動家」として「相談支援」や「生活支援」に向き合い続けることの重要性についてを、当事者の最善の利益ひいては市民社会へ貢献できる実践の担い手として、支援技術と人材資源の開発要求に応えていく必要があるといえよう。

こういった深い混乱状況を背景にもちながら、実際に「社会福祉士をベースとして相談支援専門員として勤務している」ばあいは、所属組織とりわけ職能団体でのしがらみやあつれきが実践活動においても支障が出てきており、こういった土壌で働くことが、支援や実践をつなげたり積み上げていくうえでの大きな悩みの種のひとつであることが、現場やワーカーからも聞かれるところではある。

その一方では、実際に障害当事者や家族が相談支援員・ピアカウンセラーとして支援活動をしたり、職業人としての働き・活躍が地域にも認められてきている現場もある。このように、障害者生活支援＝「ソーシャルワーク専門職」支援としては一括りに説明できない実態についても、支援動向と支援ニーズを継続的にみていきながら、今後は更なる混乱を招かないためにも、相互の十分な関連付けと実践論としての整理化・統合化が深められることが、障害者生活支援、とりわけ相談支援のシステム構築の過程では求められてくるものと思われる。また介護保険との関係でいえば、2013年現段階の見通しでは介護保険から予防支援が給付の対象から外されることになっているが、その代わりに障害者の地域生活支援とりわけ相談支援事業の居宅介護支援事業所への委託も現場ではある程度の期待と不安を持ちながら、今後の導入検討が各地域現場では予測される。

地域を豊かにする意味において社会資源の共有化と当事者性と専門性への貢献を命題化しつつ、地域住民や当事者のリアルな声と現場支援との丁寧な摺合せ、政策主体を巻き込んだ一体的な実践的検討が必要である。当事者支援と家庭支援、そして現場職員と運営主体の狭間で混乱する「相談支援」の現場意識を明らかにしてゆきながら、今後の課題としてつなげていきたい。

参考文献：

- ①木全和巳『『障害者自立支援法』における『相談支援事業』の現状と課題』『日本福祉大学社会福祉論集』第117号、2007年
- ②木全和巳、高山京子、長谷川忍「相談支援事業従事者からみた相談支援事業実践の課題－愛知県知多圏域の相談支援事業従事者の聴き取りを通して－」『日本福祉大学社会福祉論集』第121号、2009年9月
- ③門屋充郎「今後の相談支援事業と自立支援協議会に期待するもの」2012、講演資料；NPO法人十勝障がい者支援センター
- ④門屋充郎「障害者相談支援の現状と今後の方向性」2012、講演資料；平成24年度全国知的障害関係施設長等会議
- ⑤中野敏子、成田すみれ、浅沼太郎「障害者福祉における『相談支援』形成過程の研究－障害児者「相談」実践の聞き取り－」2012、明治学院大学社会学部附属研究所年報42号
- ⑥三重県自立支援協議会代表者会議参考資料集、2013、2
- ⑦三重県社会福祉士会相談支援専門員協会支援委員会参考資料、2013、2
- ⑧植木是「障害者のための権利擁護セミナー」報告資料、三重県社会福祉士会、2013、2
- ⑨萩原浩史「精神障害者と相談支援－精神障害者地域生活支援センターの事業化の経緯に着目して－」立命館大学 Core Ethics Vol. 8、2012
- ⑩「障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する研究事業報告書」、2008
- ⑪「名張育成会実践報告・ミニ学会資料集」名張育成会、2009、2010、2011、2012
- ⑫加藤直樹「障害者の自立と発達保障」全障研出版、1997
- ⑬厚生労働省「障害者相談支援調査資料」2012、2013
- ⑭植田章、加藤園子、垣内国光編著「社会福祉労働の専門性と現実」真田是監修『講座・21世紀の社会福祉③』、かもがわ出版、2002
- ⑮三重県社会福祉士会相談支援専門員協会支援委員会「人材育成みえモデル」『障がい者相談支援従事者養成検討プロジェクト』検討資料、2013、4
- ⑯『第四回障害者の権利擁護セミナー』検討資料、三重県社会福祉士会、2013、2